

THE NEW VALUE FRONTIER



京セラ環境保護活動ガイドライン (お取引先様用)

第1版

作成： 2013年10月15日

【目次】

はじめに	1
京セラ環境憲章(抄)	1
京セラ環境保護活動ガイドライン	
1. 目的	2
2. 適用範囲	2
3. 用語の定義	2
4. お取引先様へのお願い事項	2
5. 指針	3
5.1 「環境管理活動」の指針	3
5.2 「環境負荷物質管理体制」の指針	3
6. お取引先様における自己評価、及び改善	4
7. 二次お取引先様への伝達	5
8. 京セラによるお取引先様の評価	5
9. その他	5

「環境管理活動」指針事例

「環境負荷物質管理体制」指針事例

[制定様式]

1. 「環境管理活動調査票(【共通】様式1-1)」	(E00A-446800-K02-1)
2. 「環境負荷物質管理体制調査票(【共通】様式1-2)」	(E00A-446800-K02-2)
3. 「お取引先様(商社様)基本情報確認票(【共通】様式1-3)」	(E00A-446800-K02-3)
4. 「お取引先様(商社経由製造会社様)基本情報確認票(【共通】様式1-4)」	(E00A-446800-K02-4)
5. 「お取引先様(製造会社様)基本情報確認票(【共通】様式1-5)」	(E00A-446800-K02-5)
付表1	(E00A-446800-K02-6)

はじめに

京セラは創業以来、「敬天愛人」の社是のもと、「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類、社会の進歩発展に貢献すること」を経営の理念として、企業活動を行っております。

京セラ並びに国内外関連会社は、この経営姿勢に基づき、太陽電池をはじめとする、地球環境に貢献する製品の開発・実用化を推進すると同時に、工場においては自然環境破壊や生態系への影響を低減することを目指した環境管理に取り組む等、環境保護活動を積極的に推進して参りました。

1998年、京セラは、製品に関わる環境影響の低減をより一層推進するには、製品に組み込む部品をはじめ、使用する材料等の調達に伴う環境影響の低減を図る必要があるとの判断から、8月より環境に配慮された購入品の選定と調達を行う「グリーン調達」の取り組みを開始し、同年12月からは、「京セラグリーン調達ガイドライン」としてまとめ、お取引先様のご理解と、ご協力を得て、活動を推進して参りました。

また、2008年より開始した「グリーンサプライヤー制度」では、環境負荷物質管理活動に対する京セラの考え方をご理解いただけたものと考えます。

この度、従来から運用して参りました「京セラグリーン調達ガイドライン」を2つに分け、グリーン調達を推進する際の製品スペックの基準を定めた「京セラ環境負荷物質ガイドライン」と、京セラが考える環境管理活動、及び環境負荷物質管理体制構築に関する指針を記述した「京セラ環境保護活動ガイドライン(お取引先様用)」を各々制定いたしました。

昨今、環境への取り組みに関する法的規制、あるいは社会的要請がますます強まってきておりますが、これらの要求に対応していくためには、お取引先様のご協力なくしては困難であります。

主旨をご理解いただき、京セラの「グリーン調達」活動へのご協力をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

京セラ環境憲章(抄)

II. 基本理念

京セラは創業以来、「敬天愛人」の社是のもと「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類、社会の進歩発展に貢献すること」を経営理念とし、全てのものを生かそうとする「宇宙の意志」と調和する心をもって仕事にあたってきている。これはまさに今日の地球環境問題に取り組む企業に求められる考え方を先取りしており、企業活動は人間の尊厳を維持し、社会の持続的発展を可能にするものでなければならないことを指し示している。京セラグループはこの理念を基本として、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の形成に向け、更に目的意志を高めて、環境保全、地球環境商品開発、省エネルギー・地球温暖化防止、省資源、廃棄物削減、化学物質の適正管理、生物多様性保全などの環境対策について総合的な取り組みを行い、より積極かつ継続的に地球環境保護に貢献する改善活動を行うものとする。

III. 基本方針

京セラグループは、企業活動に当たって、基本理念に基づいて地球環境保護を重視し、以下の事項に重点をおいて営むものとする。

1. 地球環境保護を最優先した社内環境基準の順守

- (1) 自然環境破壊及び生態系への影響を低減するため、国際的に締結された条約、国の法律や規則及び事業所が立地する地域の条例などを上回る厳しい社内自主基準を策定し、これを順守する。
- (2) 事業活動の全ての段階において、環境への影響を科学的に評価・検討し、必要な対策を講ずる。

2. 環境保護貢献商品と環境負荷低減商品の積極的な開発

- (1) 地球環境の改善に積極的に貢献する「環境保護貢献商品」の研究・開発を行うとともに、普及・拡大を図る。
- (2) 製品の製造・販売・流通・使用・廃棄の各段階における環境負荷をできる限り低減した「環境負荷低減商品」の研究・開発を行うと共に、普及・拡大を図る。

3. 資源の最有効活用とプロセス技術の革新

- (1) 生産活動において、資源の最有効利用とエネルギー効率に優れたプロセス技術及び生産設備の開発を行うと共に、全ての工程における原材料と化学物質の低減を図る。
- (2) 電気・化石燃料などの消費効率の改善及び高効率機器の導入、廃熱の回収利用などの徹底した省エネルギー活動を行うと共に、地球温暖化防止対策を推進する。
- (3) 省資源、再生産性などに優れた生産関連資材などの購入に努めると同時に、排水・廃棄物などのリサイクルシステムを確立し、資源の有効利用の徹底を図ると共に、減量化・無害化を積極的に推進する。

4. 環境コミュニケーションの充実化と社会貢献活動への参画・支援

- (1) 全従業員の環境意識向上を図り、自らが環境保護活動を遂行できるよう、環境教育・啓蒙活動を積極的に展開する。
- (2) 地域社会や行政、お取引先など、社会の幅広い層との連携・協力関係を構築し、積極的な環境コミュニケーションを実施する。
- (3) 事業所の緑化を積極的に推進すると同時に環境整備を行い、緑豊かで潤いのある快適な環境づくりを展開すると共に、社会貢献活動への参画・支援などを行う。

京セラ環境保護活動ガイドライン（お取引先様用）

1. 目的

当社では、「環境保護活動（環境管理活動、及び環境負荷物質管理体制）」に積極的に取り組むお取引先様から、環境負荷の少ない製品・サービスを調達すること」を積極的に推進しており、サプライヤーチェーン全体で地球環境に配慮した生産活動を行うことで、社会全体に貢献できると考え、同活動を推進するための指針である「京セラ環境保護活動ガイドライン（お取引先様用）」を作成しました。

2. 適用範囲

原材料、部品（一般購入品、外注加工品）、包装材料、生産設備等の調達先である、京セラのお取引先様に適用します。

3. 用語の定義

（1）化学物質（サブスタンス）

単一の化学物質を指します。

例：酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼン 等

（2）混合物（ミクスチャ）

2種以上の単一の化学物質から構成される混合状態のもの（溶剤を含む）を指します。

例：塗料、インク、使用前の半田、接着剤、合金、メッキ液、洗浄剤 等

（3）成形品（アーティクル）

その化学組成よりも機能を指向するよう、特定の形状、外面、あるいはデザインを付与されたものを指します。

例：コンデンサ、LSI、リードフレーム、ねじ 等

（4）生物多様性

様々な生態系が存在すること、並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを言います。

また、「生物多様性保全」とは、必要以上に生態系を破壊しない、あるいは保護・修復に貢献するための活動を言います。

4. お取引先様へのお願い事項

本ガイドラインには、環境保護活動を推進するための指針を記載しておりますので、お取引先様における体制構築時の参考にさせていただければ幸いです。

なお、本ガイドラインに基づいた調査票にて、お取引先様における体制を定期的に調査・評価させていただくと共に、必要に応じて訪問監査をさせていただく場合がありますので、ご協力を宜しく願います。

5. 指針

以下に、「環境管理活動」及び「環境負荷物質管理体制」について環境保護活動指針を示します。
各指針の事例については、P6～P17をご参照ください。

5.1 「環境管理活動」の指針

項目	内容
(1)環境管理システム	第三者認証を受けた環境管理システムを構築している。
(2)方針	環境保護に関する表明、周知、見直しを実施している。
(3)組織	環境管理のための組織があり、経営者に活動状況を報告している。
(4)法規制情報、顧客要求	自社への適用有無を確認し、必要な関連部門に伝達している。
(5)環境影響把握	生産活動において、環境に影響を与えるものを把握している。
(6)環境保護活動	環境負荷低減に向けての各種活動を実施している。
(7)教育・啓蒙	従業員に対して環境保護に関する教育・啓蒙を実施している。
(8)環境管理活動の確認	内部監査、自己チェック等により定期的に確認をしている。
(9)経営者による見直し	経営者が環境管理システムの有効性に関する見直しをしている。
(10)情報の開示	環境に関する情報を必要に応じて、社外に開示している。
(11)生物多様性保全活動	生物多様性に配慮した、活動を行っている。
(12)法順守	自社に適用される法規制(届け出、測定、保管・処理等)を順守している。

5.2 「環境負荷物質管理体制」の指針

項目	内容
(1)方針	環境負荷物質管理に関する表明、周知、見直しを実施している。
(2)管理基準の明確化	自社に適用される製品含有化学物質管理基準が明確である。
(3)管理範囲の明確化	製品含有化学物質管理に関わる業務、製品、工程等が明確である。 【「京セラ環境負荷物質ガイドライン」に定めているAランク、Bランク、及びCランクの化学物質、及び業界基準で定められた化学物質について、以下の1)あるいは2)に該当し、且つそれが今後も継続する根拠が明確であるならば、この項の指針に従うルール・運用はなくても良いものとする。 1) 調達品(使用材料・部品)に含有していない、及び工程で使用していない場合 2) 含有しているが、規制対象外であり、顧客要求仕様で指定された調達品(使用材料・部品)を使用、あるいは製造を行っている場合。】
(4)目標、計画	将来使用禁止となる物質等を全廃するための目標及び計画がある。 【「京セラ環境負荷物質ガイドライン」に定めているAランク、Bランクの化学物質、及び業界基準で定められた化学物質について、以下の1)あるいは2)に該当し、且つそれが今後も継続する根拠が明確であるならば、この項の指針に従うルール・運用はなくても良いものとする。 1) 調達品(使用材料・部品)に含有していない、及び工程で使用していない場合 2) 含有しているが、現時点では規制対象外であり、顧客要求仕様で指定された調達品(使用材料・部品)を使用、あるいは製造を行っている場合。】
(5)組織	環境負荷物質管理に関する責任と権限のある組織、部署が明確である。
(6)設計・開発における管理	量産前の設計・試作の段階で管理基準への適合性を確認している。 【自社独自開発の組織・機能がなく、顧客からの図面・仕様指示により製造する生産形態の場合で、且つそれが今後も継続する根拠が明確であるならば、この項の指針に従うルール・運用はなくても良いものとする。】
(7)購買における管理	調達品の含有化学物質調査を行い、その内容を把握している。 【原材料、出荷時の梱包材、及び製品に付着残存する可能性のある防錆油、洗浄液なども含めてお取引先様工程内で使用するもの全てが顧客から支給されており、お取引先様で購入する物品が一切ない場合、および全てが顧客からの材質指定されている場合で、且つそれが今後も継続する根拠が明確であるならば、この項の指針に従うルール・運用はなくても良いものとする。】

項目	内容
(8) サプライヤの管理状況確認	順守すべき含有化学物質の管理基準をサプライヤに伝達しており、新規採用・取引継続における管理状況を評価している。
(9) 受入時における管理	調達品の含有化学物質のリスクに応じた検査基準を設定している。
(10) 製造工程における管理	誤使用・混入・汚染防止のための適切な管理をしている。 【他の顧客向け品も含めて、使用している調達品、及び製造工程において、「京セラ環境負荷物質ガイドライン」に定めているAランク、Bランク、及び業界基準で定められた化学物質を一切使用しておらず、且つそれが今後も継続する根拠が明確であるならば、この項の指針に従うルール・運用はなくても良いものとする。】
(11) 反応工程における管理	法規制、顧客要求、業界基準等を超えないように管理している。 【化学物質(サブスタンス)／混合物(ミクスチャ)を用いて製造する工程において、組成変化、温度変化が生じない場合で、且つそれが今後も継続する根拠が明確であるならば、この項の指針に従うルール・運用はなくても良いものとする。】
(12) 生産委託先における管理状況の確認	順守すべき含有化学物質の管理基準を伝達しており、新規採用・取引継続における管理状況を評価している。 【他の顧客向け品も含めて、全てがお取引先様工程内の製造であり、生産委託加工をしていない場合、あるいは生産委託先に材料支給を行うと共に製造仕様も指示している場合で、且つそれが今後も継続する根拠が明確であるならば、この項の指針に従うルール・運用はなくても良いものとする。】
(13) 出荷時の確認	決められた確認事項を全て確認の上、製品を出荷している。
(14) トレーサビリティ	製造履歴、調達部材の含有化学物質情報等の遡及調査ができる。
(15) 変更管理	変更要素が明確で、変更前段階で管理基準との適合性を確認している。
(16) 不適合品発生時の対応	「応急処置」「再発防止処置」の規則が明確である。
(17) 教育	製品含有化学物質に関する教育がなされ、その記録を残している。 【京セラ環境負荷物質ガイドラインに定めているAランク、Bランク、Cランクの化学物質、及び業界基準で定められた化学物質を調達品(使用材料・部品)に含有していない、及び工程で使用していない場合で、且つそれが今後も継続する根拠が明確であるならば、この項の指針に従うルール・運用はなくても良いものとする。】
(18) 文書及び記録の管理	文書は最新版が閲覧可能であり、記録の保管期限が明確である。
(19) コミュニケーション	顧客に対し、製品の含有化学物質情報を適切に提供している。
(20) 実施状況の評価及び改善	内部監査等により定期確認し、その内容を経営者に報告している。
(21) 経営者による見直し	経営者が環境負荷物質管理システムの有効性に関して、見直しをしている。

6. 京セラによるお取引先様の評価

(1) お取引先様自己評価結果のご提出

「環境管理活動調査票【共通】(様式1-1)」、及び「環境負荷物質管理体制調査票【共通】(様式1-2)」の各「調査票」に、上記5.1項、及び5.2項をご参照いただき自己評価結果をご記入のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

併せて「お取引先様(商社様)基本情報確認票(【共通】様式1-3)」、「お取引先様(商社経由製造会社様)基本情報確認票(【共通】様式1-4)」、及び「お取引先様(製造会社様)基本情報確認票(【共通】様式1-5)」につきましても、該当する確認票にご記入のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

(2) お取引先様への訪問監査

ご提出いただいたお取引先様の自己評価結果を当社で確認し、内容によっては訪問監査をさせていただく場合があります。その際は、訪問日程等について事前にご相談させていただきますので、ご協力の程宜しく願います。

(3) 評価結果のご連絡

評価させていただいた結果はご連絡させていただきますので、今後の環境保全活動の維持・向上にご活用いただきたく宜しく願います。

(4) 継続評価の実施

一定の頻度にて継続評価活動をさせていただきます。ご協力の程宜しくお願いします。

7. 二次お取引先様への伝達

(1) お取引先様が製造会社の場合

お取引先様が当社へ納入する物品を製造するために調達する部品・材料の製造者や、加工依頼する二次加工先に対して、本ガイドラインに準じて環境保護活動に取り組むことを推奨いただきますようお願いいたします。

(2) お取引先様が商社の場合

お取引先様が当社へ納入する物品の製造者に対して、本ガイドラインの内容を伝えていただき、本ガイドラインに沿った環境保護活動に取り組むことをご説明いただきますようお願いいたします。

8. その他

ご提出いただきました情報は、当社内における環境保護活動に活用させていただきます。

【お問い合わせ先】

京セラ株式会社

本社 環境部

Tel. 075-604-3570

「環境管理活動」指針事例

(1) 環境管理システム： 構築している。

事例	a	<p>第三者機関による認証を受けた環境管理システムを構築していることが望ましい。環境管理活動を実施するには、少なくともこれらの機関で定めた要求事項に準じた環境管理システムを構築していることが必要である。(以下、事例参照)</p> <p>① 第三者機関による認証規格名：ISO14001、エコステージ、エコアクション21、KES等</p>
----	---	--

(2) 方針： 環境保護に関し表明、周知、見直しを実施している。

事例	a	環境方針には「環境負荷低減」「有害物質の不使用」「法規制順守」「社会貢献」等が表明されていること。
	b	<p>環境方針は、経営者、あるいはそれに準ずる人によって承認されていること。(以下、事例参照)</p> <p>① 方針そのものに、経営者、あるいはそれに準ずる人の氏名が記載されている。</p> <p>② 方針が掲載された文書の承認者が経営者、あるいはそれに準ずる人物である。</p>
	c	<p>環境方針は、関係者に周知・伝達されていること。(以下、事例参照)</p> <p>① 関係者を対象とした説明会(朝礼、会議、教育)を実施。</p> <p>② 方針を示したポスター等の掲示、あるいは方針を明記したカードを配付。</p> <p>③ 社内のネットワーク(イントラネット)を利用した開示方法やeラーニングを利用</p>
	d	<p>環境方針は、定期的、あるいは適宜に見直されていること。(以下、事例参照)</p> <p>① 見直す時期(期末、法規制変更時、顧客連絡時等)が定められており、その通り実施。</p> <p>② ISO等のシステムルールに従い、マネジメントレビュー時に実施。</p> <p>③ 品質や環境のマネジメントシステム文書の見直し時に実施。</p>

(3) 組織： 環境管理のための組織があり、経営者に活動状況を報告している。

事例	a	<p>環境の担当部門(部署)、及び担当者を定めていること。(以下、事例参照)</p> <p>① 業務内容を記述した文書や組織図等に、環境業務の担当組織、あるいは担当責任者を定めている。</p> <p>② その他の文書や組織図等に、経営者あるいはそれに準ずる人が環境業務を担当することを定めているISO等のシステムルールに従い、マネジメントレビュー時に実施。</p>
	b	環境に関わる内容(法規制、事故、省エネ活動等)を議題に上げて会議(委員会、月次会議等)を実施し、会議内容の記録と経営者への報告がされていること。

(4) 法規制情報、顧客要求： 自社への適用有無を把握して必要な関連部門に周知している。

事例	a	<p>適用を受ける環境関連の法規制や顧客要求等を把握していること。</p> <p>業務内容を記述した文書や組織図等で、環境関連の法規制を把握する組織を定めていること。</p>
	b	<p>適用を受ける法規制や顧客要求事項は、必要な部門で常に最新版が閲覧可能な状態にし、更新時には必要な部門に伝達していること。(以下、事例参照)</p> <p>① 定期的、あるいは不定期に法規制情報を自主的に入手して自社内の管理基準に追加し、必要な部署に配布、あるいは社内LANで開示している。</p> <p>② 所属している業界団体、あるいは役所等の公的機関から伝達される法規制情報を自社内の管理基準に追加し、必要な部署に配布、あるいは社内LANで開示している。</p> <p>③ 自主的に入手、あるいは外部から伝達される法規制情報について、環境関連業務を担当している部署でファイリングして当該部署で利用している。</p>

(5) 環境負荷設備・物質： 生産活動において、環境に影響を与えるものを把握している。

事例	a	<p>環境に影響を与えるものを把握していること。環境への影響度合いを評価した一覧表等で把握していることが望ましい。(以下、事例参照)</p> <p>① 設備等(自社保有の固有設備)</p> <p>② 環境負荷物質等(有機溶剤、有害物質)</p> <p>③ 資源・エネルギー(電力、重油、ガス、車両燃料、水、二酸化炭素等)</p> <p>④ 産業廃棄物等(廃プラスチック、排水、廃材等)</p> <p>⑤ 梱包材等</p>
----	---	--

「環境管理活動」指針事例

(6)環境保護活動： 環境負荷低減、社会貢献等の各種活動を実施している。

事例	a	<p>環境方針に沿った「環境負荷低減活動」を実施していること。(以下、事例参照)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「省エネルギー活動」(電力量、重油量、ガス量等) ② 「地球温暖化防止活動」(二酸化炭素削減等) ③ 「省資源活動」(車両燃料削減、水削減等) ④ 「廃棄物」(産業廃棄物の有価処理等) ⑤ 「梱包材の削減活動」(購入量、通い箱、簡易梱包等) <p>これらの活動には目標・計画があり、進捗状況をグラフ、実績表、会議議事録、報告書等の手段にて確認し、遅れや問題点がある場合には原因分析、対策実施を行い記録に残すこと。</p>
----	---	---

(7)教育： 従業員に対して環境保護に関する教育・啓蒙を実施している。

事例	a	<p>環境に影響を及ぼす業務に従事する社員に対し、必要な教育・訓練を実施していること。前記の「(5)環境負荷設備・物質」に関係する業務が教育対象になります。</p>
----	---	--

(8)環境管理活動の確認： 内部監査、自己チェック等により、定期確認している。

事例	a	<p>環境管理活動(法規制入手・順守状況、計画の進捗等)の実施状況を内部監査等により定期的に確認し、不具合があれば是正を行い、それらの結果を記録に残すこと。(以下、事例参照)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 予め決められた調査事項が一覧になっている様式を監査に使用する場合は、法規制入手・順守状況、計画の進捗等に関わる調査項目が記載されている。 ② 監査の都度調査事項を決めて確認する場合は、法規制入手・順守状況、計画の進捗等に関わる調査項目設定が漏れなくできるようなルールがある。 ③ 小規模組織の取引先において、環境関連業務を一人ないし二人で全て実施しているような場合は、自己の業務を自己チェックする方法を採用し、法規制入手・順守状況、計画の進捗等に関わる調査項目がチェック用紙に記載されている。
	b	<p>上記(a)の確認(内部監査、自己チェック等)内容、及び是正した内容を、経営者あるいはそれに準ずる人に報告していること。経営者に報告した証拠となる記録があること。(以下、事例参照)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 監査・チェック結果、及び是正結果の報告様式があり、報告した記録がある。 ② 報告様式や、報告時期を定めていないが、毎月の会議、日々の朝礼等で報告した記録がある。 ③ ISO等で定めている「マネジメントレビュー」の議事録に報告した記録がある。

(9)経営者による見直し： 経営者が環境管理システムの有効性に関する見直しをしている。

事例	a	<p>年度末、期末等に、過去一定期間の環境負荷低減活動の実施状況や、改訂法規制への対処状況、及びその他環境関連外部情報が経営責任者に報告され、その内容に従って経営者が自社の環境管理システムをレビュー(有効性についてコメントし、必要な場合は同システムの見直しを指示)していること。経営者がレビューした証拠となる記録があること。(以下、事例参照)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 経営者への報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷低減活動の達成状況 ・ 生物多様性保全活動、社会貢献活動の実施状況 ・ 各種環境関連法規制の情報、顧客を含む外部からの環境関連の要求情報 ・ 内部監査、あるいは自己チェックの報告 ・ 製品の要求事項に対する適合状況報告(不良・不具合・品質異常・苦情等) ② 経営者が行う環境管理システムに関するレビュー事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境方針の変更の要否 ・ 環境負荷低減活動の目標・計画の変更、及び対策の指示 ・ 生物多様性保全活動、社会貢献活動に関する指示 ・ 法規制対応に関する指示・その他、組織、役割等のシステム運用における変更
----	---	---

「環境管理活動」指針事例

(10)情報の開示： 環境に関する情報を必要に応じ社外に開示することが可能である。

事 例	a	外部からの要求等に応じて自社の環境に関する活動状況を開示できること。(以下、事例参照) ① CSR 報告書、会社案内パンフレット等に環境関連活動の記載があり、要求があれば提出できる。 ② 外部向けホームページ等で環境関連活動を開示している。 ③ 工場見学を受け入れ、環境関連活動の説明をしている。
-----	---	---

(11)生物多様性保全活動： 生物多様性に配慮した活動を行っている。

事 例	a	生物多様性に配慮した活動を行っていること。(以下、事例参照) (事業活動や日常生活によって、環境汚染や生態系に影響を与えていることから、企業においても自然保護活動など、生物多様性保全に関する取り組みが進められています。) ① 緑化 ② 森づくり ③ 里山保全 ④ 河川清掃
-----	---	---

(12)法順守： 自社に適用される法規制(届け出、測定等)を順守している。

事 例	a	法令に基づく特定施設、管理者等の届出がされていること。(以下、事例参照)								
		<table border="1"> <tr> <td>大気関係</td> <td>ボイラー(伝熱面積 10m² 以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50l/h 以上)</td> </tr> <tr> <td>水質関係</td> <td>酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めっき施設、し尿処理施設</td> </tr> <tr> <td>騒音関係</td> <td>空気圧縮機・送風機(原動機定格出力 7.5kW 以上)、液圧プレス(矯正プレスを除く)、機械プレス(呼び加圧能力 294kN 以上)、せん断機(原動機定格出力 3.75Kw)</td> </tr> <tr> <td>振動関係</td> <td>圧縮機(原動機定格出力 7.5kw 以上)、機械プレス、液圧プレス(矯正プレスを除く)、せん断機(原動機定格出力 1Kw 以上)</td> </tr> </table>	大気関係	ボイラー(伝熱面積 10m ² 以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50l/h 以上)	水質関係	酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めっき施設、し尿処理施設	騒音関係	空気圧縮機・送風機(原動機定格出力 7.5kW 以上)、液圧プレス(矯正プレスを除く)、機械プレス(呼び加圧能力 294kN 以上)、せん断機(原動機定格出力 3.75Kw)	振動関係	圧縮機(原動機定格出力 7.5kw 以上)、機械プレス、液圧プレス(矯正プレスを除く)、せん断機(原動機定格出力 1Kw 以上)
	大気関係	ボイラー(伝熱面積 10m ² 以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50l/h 以上)								
	水質関係	酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めっき施設、し尿処理施設								
	騒音関係	空気圧縮機・送風機(原動機定格出力 7.5kW 以上)、液圧プレス(矯正プレスを除く)、機械プレス(呼び加圧能力 294kN 以上)、せん断機(原動機定格出力 3.75Kw)								
	振動関係	圧縮機(原動機定格出力 7.5kw 以上)、機械プレス、液圧プレス(矯正プレスを除く)、せん断機(原動機定格出力 1Kw 以上)								
	b	大気、水質、土壌、騒音、振動の法規制が適用される場合において、順守すべき管理基準を把握し、同基準値、あるいはそれよりも厳しい自主基準値を設定し、管理している記録があること。								
	c	ばい煙に関する法規制が順守されており、その測定記録があること。								
	d	排水に関する法規制が順守されており、その測定記録があること。								
	e	騒音に関する法規制が順守されており、その測定記録があること。								
f	振動に関する法規制が順守されており、その測定記録があること。									
g	産業廃棄物の運搬、及び処理会社を利用している場合は、処理委託契約の書類があり、認可の有効期限を把握していること。また、マニフェスト伝票にE伝票までの最終処理の確認記録があること。									
h	廃棄物は分別され、識別されていること。									
i	危険物、化学物質は法令に従った保管管理がされていること。									

「環境負荷物質管理体制」指針事例

(1)方針： 環境負荷物質管理に関し表明、周知、見直しを実施している。

事 例	a	方針には以下の事例のいずれかが表明されていること。 ①「環境関連法規制の順守」 ②「顧客要求事項の順守」 ③「環境負荷物質管理」 ④「製品含有化学物質管理」
	b	方針は、経営者、あるいはそれに準ずる人によって承認されていること。(以下、事例参照) ① 方針そのものに、経営者、あるいはそれに準ずる人の氏名が記載されている。 ② 方針が掲載された文書の承認者が経営者、あるいはそれに準ずる人物である。
	c	方針は、関係者に周知・伝達されていること。(以下、事例参照) ① 関係者を対象とした説明会(朝礼、会議、教育)を実施。 ② 方針を示したポスター等の掲示、あるいは方針を明記したカードを配付。 ③ 社内のネットワーク(イントラネット)を利用した開示方法やeラーニングを利用
	d	方針は、定期的、あるいは適宜に見直されていること。(以下、事例参照) ① 見直す時期(期末、法規制変更時、顧客連絡時等)が定められており、その通り実施。 ② ISO等のシステムルールに従い、マネジメントレビュー時に実施。 ③ 品質や環境のマネジメントシステム文書の見直し時に実施。

(2)管理基準の明確化： 自社に適用される製品含有化学物質管理基準が明確である。

事 例	a	製品含有化学物質に関する法規制、顧客要求、業界基準等の外部情報を入手・伝達する組織、部署が組織図や業務内容を定めた文書、業務フロー等で明確になっていること。
	b	入手した法規制、顧客要求文書、業界基準は適切に保管・管理していること。(以下、事例参照) ① パソコンの記憶媒体に保管し、社内のネットワークで開示。 ② 関係部署に書面で配布し、各部署にて保管・管理。 ③ パソコンの記憶媒体に保管。 ④ 顧客別、あるいは製品別に見出しを付けて書面でファイリング
	c	入手した法規制・顧客要求内容、業界基準が、自社内の製造条件あるいは順守すべき管理基準として、社内に適用・展開しなければならない内容であるのか否かを判断する組織・部署が明確であること。(以下、事例参照) ① 業務内容を記載した組織図で明確にしている。 ② 業務内容を定めた文書で明確にしている。 ③ 業務フロー等で明確にしている。

「環境負荷物質管理体制」指針事例

(3) 管理範囲の明確化： 製品含有化学物質管理に関わる業務、製品、工程等が明確である。

事 例	a	<p>製品含有化学物質に関する法規制、顧客要求、業界基準等の管理基準が適用される範囲（以下、事例参照）が、QCフロー、生産管理表、条件書、手順書等の社内管理文書等で明確になっていること。</p> <p>①組織 ②業務 ③化学物質管理のレベル（含有禁止、使用禁止、監視等） ④構成部材 ⑤工程 ⑥製品 ⑦設備 ⑧生産委託先 ⑨サプライヤー</p>
	b	<p>順守すべき法規制、顧客要求、業界基準等の管理基準は、社内文書として作成し、上記「a」の適用範囲で利用していること。（以下、事例参照）</p> <p>① 自社の社内文書（製造条件書、管理基準書、検査基準書等）として使用している。 ② 顧客図面や購入仕様、顧客要求文書のコピーを必要部署に配布して使用している。 ③ 顧客図面や購入仕様、顧客要求文書をパソコンの電子媒体に取り込んで、電子データで配布、あるいは社内ネットワークで閲覧できるようにして使用している。</p>
	c	<p>順守すべき法規制、顧客要求、業界基準等の管理基準は、必要な組織で常に最新版が閲覧可能な管理をしていること。（以下、事例参照）</p> <p>① 台帳管理のうえ、最新版のコピーを配布している。 ② 最新版の電子データをメールに添付して必要部署に配布している。 ③ 最新版の電子データをサーバーあるいは共通パソコンに保存し、メールあるいは会議等で、必要部署に開示情報を伝達している。</p>

(4) 目標、計画： 将来使用禁止となる物質等を全廃するための目標及び計画がある。

事 例	a	<p>「京セラ環境負荷物質ガイドライン」に掲載の化学物質も含め、法規制で将来的に禁止となる化学物質や使用制限化学物質を使用している場合は、全廃あるいは削減目標を定めた計画があること。</p> <p>目標は可能な限り数値化され、担当者、スケジュール、実施のための手段が明確であること。</p>
	b	<p>目標の達成状況や法規制、顧客等の要求事項の変更等に応じて目標・計画を見直す必要性が生じるため、状況確認と必要に応じた対応策を講じ、これら一連の内容を議事録、計画表、実績管理表等に記録すること。</p> <p>① 定期的、あるいは適宜に計画の進捗状況、及び目標に対する達成状況を確認する。 ② 目標に対する達成状況に遅れがある場合は対策をする。 ③ 目標に対する達成状況を経営者に報告する。 ④ 目標に対する達成状況や、法規制、顧客等の要求事項の変更等に応じて、計画、あるいは目標値の見直しを検討し、経営者がこれらの決定・指示を行う。（マネジメントレビュー）</p>

「環境負荷物質管理体制」指針事例

(5) 組織： 環境負荷物質管理に関する責任と権限のある組織、部署が明確である。

事 例	a	各組織の業務内容や役割が文書化されていること。(以下、事例参照) ① 業務分掌、職務分掌を記述した文書 ② 組織間の関連が分かる業務フロー(開発フロー、品質保証体系図等) ③ 組織間の関連と業務内容が分かる組織図 ④ 業務毎、あるいは組織毎の作業手順書、検査手順書等
	b	環境負荷物質管理に関わる組織、部署(以下、事例参照)の業務内容や役割が文書化されていること。一方、上記「a」で環境負荷物質管理のための組織の責任と権限が不明確である場合は、別の文書で業務内容や役割が文書化されていること。 ① 顧客要求内容(調査依頼、仕様書、京セラ環境負荷物質ガイドライン等)を受付ける組織 ② サプライヤーに対し「含有化学物質」に関するデータを請求する組織 ③ サプライヤーからの入手した含有化学物質データ、自社内分析または外部分析の各データを検証する組織 ④ 顧客からの図面・仕様指示によらず、自社で設計・開発する組織 ⑤ 「含有化学物質」を自社内で分析する組織 ⑥ 生産工程で、「含有化学物質」の管理基準に従って条件設定、調合等の作業をする組織

(6) 設計・開発における管理： 量産前の設計・試作の段階で管理基準との適合性を確認している。

事 例	a	設計の段階で、順守すべき管理基準が満足されていることを確認していること。開発の業務文書、開発フロー、各種の記録類等を用いてルールを説明できること。(以下、事例参照) ① 順守すべき管理基準を検証するルール、及び検証結果をレビューして承認するルールがあり、その結果を記録に残すようにしている。 ② 量産前のサンプル品、及び量産品も含めて、市場、顧客へ出荷されるサンプル・製品に使用される調達品は、全て順守すべき管理基準を満たしたものしか調達できない仕組みになっており、確認が済んでいる全調達品のリストがある。 ③ 全ての新規調達品は、分析データ等の含有化学物質データを入手し、順守すべき管理基準に適合していなければ工程に投入できない仕組みになっており、且つ確認が済んでいる全調達品のリストがある。
	b	必要に応じて図面、仕様書等を通じてサプライヤー、外部委託先に対し、順守すべき管理基準への適合を要求していること。(以下、事例参照) ① 自社で作成した「管理基準一覧表」をサプライヤー、外部委託先に提示している。 ② 順守すべき管理基準の記載がある図面や仕様書をサプライヤー、外部委託先に提示している。 ③ 量産前品、量産品の区別なく、購入伝票等発注時の書面に含有化学物質の要求内容を記述している。

「環境負荷物質管理体制」指針事例

(7) 購買における管理： 調達品の含有化学物質の調査を行い、内容を把握している。

事 例	a	<p>自社の社内方針、あるいは顧客要求に従い、実施すべき調達品の含有化学物質の調査を行い、実態を把握すること。また、自社の調達品における含有化学物質調査が、以下のA、B、Cのいずれかの段階であることを把握していること。調査をしていない場合は、その理由を明確にすること。</p> <p>A：全ての購入品について含有化学物質情報を調査した。 この場合は、調達品のリストがあり、そのリストから環境負荷物質調査の完了・未完了、及び調査した結果において、環境負荷物質がないということが読み取れ、且つ新規調達品の場合には、そのリストに追加されていく仕組みができています。</p> <p>B：顧客から含有化学物質に関するスペック要求がある調達品について、含有化学物質情報の調査を実施した。 方針に「顧客要求を満たす」との記述がある。(必ずしも調達品のリスト化は必要ないが、同一調達品の重複調査を避けるためにもリスト化が望ましい。) 過去に京セラから調査要求している場合には、その提出データが要求内容に適合している。</p> <p>C：調査をしていない。この場合は調達品の成分、製造方法、理由が明確であること。</p>
	b	<p>上記「a」で調査した資料が、法規制、顧客要求等の管理基準への適合可否、及び記述内容の不備を確認する組織・部署が定められ、その通りに実施していること。(以下、事例参照)</p> <p>① 職務分掌を記した文書に組織と照合確認のルールを定めている。 ② 品質保証フロー、クレーム処理フロー、あるいは開発フロー等の業務フローにおいて、組織、及び照合確認を定めている、あるいは照合確認のみ別文書で定めている。 ③ ISO等の規格要求項目に対する組織の役割を明確にしており、照合確認の部分は別文書で定めている。 ④ 「顧客要求事項の確認」、あるいは「外部とのコミュニケーション」の業務に組織と照合確認業務が包含されている。</p>
	c	<p>上記「a」に記した調査の頻度を定めていること。(以下、事例参照)</p> <p>① 自主的に調査をしているものは、調査頻度を文書に明記している。 ② 顧客要求に基づいて実施している。(頻度の要求がない場合は、要求の都度実施)</p>
	d	<p>新製品や変更品に関する購入品の含有化学物質情報は、量産開始前に入手、確認するルールになっていること。(以下、事例参照)</p> <p>① 新たに購入する調達品も含めて全ての調達品において、分析データ等の含有化学物質データを確認する仕組みがあり、これが完了しない場合は量産が開始されない。 ② 顧客図面や仕様書に記載があれば順守するという場合、顧客からデータの提出要求がなくても、自社で自主的に分析データの確認とその頻度を定める仕組みがある。</p>

(8) サプライヤーの管理状況確認： 順守すべき含有化学物質の管理基準をサプライヤーへ伝達しており、新規採用・取引継続時に管理状況を評価している。

事 例	a	<p>サプライヤーに順守すべき管理基準を伝達し、管理基準に適合することを要求していること。(以下、事例参照)</p> <p>① 自社で作成した「管理基準一覧表」をサプライヤーに提示している。 ② 図面や仕様書に要求事項を記載している。 ③ 量産前品、量産品の区別なく、購入伝票等発注時の書面に含有化学物質の要求内容を記述している。</p>
	b	<p>新規採用時のサプライヤー評価、及び取引継続中のサプライヤー定期評価を行い、必要な場合に改善指導をしていること。 「含有化学物質」や「環境負荷物質」に関する項目が、品質(Q)評価あるいは別評価として含まれていること。 また、評価結果に従う処置についても定めていること。</p>

「環境負荷物質管理体制」指針事例

(9) 受入時における管理： 調達品における含有化学物質のリスクに応じた検査基準を設定している。

事 例	a	<p>調達品中における環境負荷物質の含有、あるいはサプライヤーの使用状況を把握してリスクを判断し、それに適した受入確認とその記録を残していること。(以下、事例参照)</p> <p>① 原材料がローリスクの場合は、顧客要求時、あるいは自主的に設定した頻度で含有化学物質情報をサプライヤーから入手し、順守すべき基準値と照合確認している。または、不使用保証書を入手している。</p> <p>② 原材料が高リスクの場合は、ロット毎等の高頻度でサプライヤーから分析データを入手する、あるいは自社分析か外部分析を行うことで、順守すべき基準値と照合確認すると共に、不使用保証書を入手している。</p>
-----	---	---

(10) 製造工程における管理： 誤使用・混入・汚染防止のための適切な管理をしている。

事 例	a	「部品・材料置き場(副資材、包装用材料含む)」では識別管理、保管場所隔離等をしている。
	b	「製造工程(その周辺を含む)」、「仕掛品置き場」では識別管理、保管場所隔離等をしている。
	c	「手直し工程」では識別管理、保管場所隔離等をしている。
	d	「生産設備及び治工具」は使用治工具の交換や設備の専用化、清掃をしている。
	e	「出荷倉庫における製品置き場」では識別管理、保管場所隔離等をしている。
	f	「長期仕掛品置き場」では識別管理、保管場所隔離等をしている。
	g	上記「a」から「f」を除く工程では識別管理、保管場所隔離等をしている。

(11) 反応工程における管理： 法規制、顧客要求、業界基準等に適合した管理をしている。

事 例	a	<p>組成変化と濃度変化が生ずる反応工程において、順守すべき法規制、顧客要求等の管理基準を超えないように管理すること。(以下、事例参照)</p> <p>① 条件書に従って、最終製品が管理基準値内になるように管理している。</p>
-----	---	--

(12) 生産委託先における管理状況の確認： 順守すべき含有化学物質の管理基準を伝達しており、新規採用・取引継続における管理状況を評価している。

事 例	a	<p>生産委託先に順守すべき管理基準を伝達し、管理基準に適合することを要求していること。(以下、事例参照)</p> <p>① 自社で作成した「管理基準一覧表」を生産委託先に提示している。</p> <p>② 図面や仕様書に要求事項を記載している。</p> <p>③ 量産前品、量産品の区別なく、購入伝票等発注時の書面に含有化学物質の要求内容を記述している。</p>
	b	<p>新規採用時の生産委託先評価、及び取引継続中の生産委託先定期評価を行い、必要な場合に改善指導をしていること。</p> <p>「含有化学物質」や「環境負荷物質」に関する項目が、品質(Q)評価あるいは別評価として含まれていること。</p> <p>また、評価結果に従う処置についても定めていること。</p>

(13) 出荷時の確認における管理： 調達品の含有化学物質のリスクに応じた出荷検査基準を設定している。

事 例	a	<p>「京セラ環境負荷物質ガイドライン」に定めているAランク、Bランク、Cランクの化学物質、及び業界基準で定められた化学物質を含有する製品について、順守すべき基準に基づく管理が、受入から出荷までの工程で実施されていること。(以下、事例参照)</p> <p>① 原材料がローリスクの場合は、顧客要求時、あるいは自主的に設定した頻度で含有化学物質情報をサプライヤーから入手し、順守すべき基準値と照合確認している。または、不使用保証書を入手している。</p> <p>② 原材料が高リスクの場合は、ロット毎等の高頻度でサプライヤーから分析データを入手する、あるいは自社分析か外部分析を行うことで、順守すべき基準値と照合確認すると共に、不使用保証書を入手している。</p>
-----	---	---

「環境負荷物質管理体制」指針事例

(14) トレーサビリティ： 製造履歴、調達部材の含有化学物質情報等の遡及調査ができる。

事例	a	<p>出荷された製品から、構成部材・原材料ロット、製造時期、製造現場、生産委託先を遡及調査することができること。(以下、事例参照)</p> <p>① 京セラへの納入日の情報やロット番号により、生産履歴表等の書類を検索することが出来、その中に工程履歴、原材料・部品ロットが記載されている。</p> <p>② 京セラへの納入物品に記載されているロット番号の中に、原材料・部品のロット番号がある。</p>
----	---	---

(15) 変更管理： 変更要素が明確で、変更前の段階で管理基準との適合性を確認している。

	a	<p>顧客に事前連絡すべき変更要素(*1)が明確であること。(以下、事例参照)</p> <p>*1) 変更要素とは、購入先の変更・追加、購入品の変更、工程の変更等(製造条件、生産設備、型・治工具等、自社内だけでなく、サプライヤー、外部委託先等における変更を含む)を言う。</p> <p>① 変更のルール文書があり、顧客へ連絡すべき変更要素を定めている。</p> <p>② 変更のルール文書はないが、要求スペック(図面・仕様書等)の記載内容を変更要素としている。</p>
事例	b	<p>顧客要求スペックに関わる変更の際には、顧客に事前連絡する手段があること。(以下、事例参照)</p> <p>① 変更のルール文書があり、顧客へ連絡する様式を定めている。</p> <p>② 変更のルール文書はないが、顧客要求事項を順守するという考え方に従い、要求スペック(図面・購入仕様書等)に記述されている項目については、顧客指定の様式等文書で報告する。</p>
	c	<p>製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある社内/サプライヤー/外部委託先の変更要素に対し、変更前に管理基準への適合性を確認すること。</p> <p>① 変更のルール文書があり、含有化学物質管理に関わる変更要素を定めており、当該変更を行う前に、順守すべき管理基準への適合を確認することを定めている。</p> <p>② 変更のルール文書はないが、顧客要求事項を順守するという考え方に従い、要求スペック(図面・仕様書等)の記載内容を変更要素としており、当該変更を行う前に順守すべき管理基準への適合を確認する。</p>

(16) 不適合品発生時の対応： 「応急処置」「再発防止処置」の規則が明確である。

	a	<p>不適合品発生時の「応急処置」では、その内容に応じた処置を定めており、その記録を残すルールがあること。(以下、事例参照)</p> <p>① 波及範囲の特定(発生ロットの特定、対象設備等)</p> <p>② 拡散防止(出荷停止、生産停止)</p> <p>③ 社内、顧客、含有化学物質管理の責任者、経営者への連絡</p>
事例	b	<p>不適合品発生時の「応急処置」の後、その内容に応じた原因究明から予防措置までを定めており、その記録を残すルールがあること。(以下、事例参照)</p> <p>① 原因の特定</p> <p>② 必要な処置の決定</p> <p>③ 再発の防止</p> <p>④ 関係部門への水平展開</p> <p>⑤ 予防措置</p>

「環境負荷物質管理体制」指針事例

(17)教育： 製品含有化学物質に関する教育がなされ、その記録を残している。

事 例	a	<p>順守すべき法規制、顧客要求、業界基準等の管理基準を必要な人員に教育（自主学習等を含む）し、その記録を残していること。（以下、事例参照）</p> <p>① 順守すべき管理基準の一覧が配布、あるいは閲覧可能な状態にあり、それを元に対象となる組織が自主学習、あるいは教育された記録がある。 （含有化学物質のリスクが低い納入品である場合には、教育記録がなくとも業務実績記録、分析データ等含有化学物質情報の記録や京セラを含む顧客対応の実績資料等がある。）</p> <p>② 順守すべき管理基準を記載した作業仕様書や手順書、検査基準書のような社内文書が配布、あるいは閲覧可能な状態にあり、それを元に対象となる組織が自主学習、あるいは教育された記録がある。 （含有化学物質のリスクが低い納入品である場合には、教育記録がなくとも業務実績記録、分析データ等含有化学物質情報の記録や京セラを含む顧客対応の実績資料等がある。）</p> <p>③ 法規制や顧客要求で示される環境負荷物質を使用しないという生産工程であるため、順守すべき管理基準等の外部情報を社内に展開する必要がない業態であることから、外部とのコミュニケーションを行う組織のみが自主学習をしている。 （含有化学物質のリスクが低い納入品である場合には、教育記録がなくとも業務実績記録、分析データ等含有化学物質情報の記録や京セラを含む顧客対応の実績資料等がある。）</p>
-----	---	---

(18)文書及び記録の管理： 文書は最新版が閲覧可能であり、記録の保管期限が明確である。

事 例	a	<p>製品含有化学物質管理に関わる社内文書が体系的に明確であること。（以下、事例参照）</p> <p>① ISO 文書の体系図、一覧表、あるいは台帳があり、その中に含有化学物質管理に関わる文書が掲載されていて、それらを指し示すことが出来る。</p> <p>② 含有化学物質管理に関わる文書の体系図、一覧表、あるいは台帳がある。</p> <p>③ 文書が電子データ管理され、PCの画面上で上記①、あるいは②の状況が確認できる。</p> <p>④ 含有化学物質管理に関わる文書が一つのファイルにまとめられている。</p>
	b	<p>最新版の文書が必要な組織、部署で閲覧できるようになっていること。（以下、事例参照）</p> <p>① 台帳による配布先管理をしている。</p> <p>② 電子データ化を行い社内LANで常時閲覧できるようになっており、新規作成や改訂があった場合は、閲覧するよう関連部署にメール等で案内を出している。</p> <p>③ コピー配布は行わず、原本を常時閲覧できるようになっており、新規作成や改訂があった場合は、閲覧するよう関連部署にメールや会議の中で伝達している。</p>
	c	<p>製品含有化学物質の管理に係る記録の保管ルールを定めていること。（以下、事例参照） （記録類：含有化学物質情報、受入・出荷確認データ、内部監査結果、調査データ等）</p> <p>① 書面で顧客別、製品別、工程別、月別等にひとまとめにして保管しており、保管期限を定めている。</p> <p>② 電子データ化を行い、顧客別、製品別、工程別、月別等にひとまとめにして保管しており、保管期限を定めている。</p>

(19)コミュニケーション： 顧客に対し、製品の含有化学物質情報を適切に提供している。

事 例	a	<p>顧客から依頼される「製品含有化学物質情報」の調査に対して回答していること。またその管理体制が明確になっていること。（以下、事例参照）</p> <p>① 成分分析データを提出している。</p> <p>② 構成成分報告書を提出している。</p> <p>③ JAMP AIS/MSDSplus、JAMA データシート等、業界標準フォーマットを提出している。</p> <p>④ 顧客からの調査依頼に対応する組織があること。</p>
-----	---	--

「環境負荷物質管理体制」指針事例

(20) 実施状況の評価及び改善： 内部監査等により定期確認し、その内容を経営者に報告している。

事 例	a	<p>製品含有化学物質管理の実施状況を定期的に確認（内部監査、工程巡視等）していること。 （以下、事例参照）</p> <p>1) 経営者を除き、第三者的立場で監査可能なスタッフが組織されている。</p> <p>① 確認項目が予め定められた記録様式を使用する監査方式の場合、確認項目に含有化学物質に関わる事項があり、含有化学物質管理の対象組織に対して、定期的に確認している。</p> <p>② 定期確認の都度、監査者が新たに設定した確認項目を記載した記録様式を使用する監査方式の場合、含有化学物質管理の対象組織に対し漏れなく確認項目が設定されるルールになっており、それに従って定期的に確認している。</p>
	b	<p>定期的確認において、是正が必要な事例があれば、設定した期日までに完了していること。あるいは期限内で是正中であること。</p>
	c	<p>定期的に確認した内容、及び是正事項は経営者、あるいはそれに準ずる人に報告していること。 （以下、事例参照）</p> <p>① 監査結果の報告様式、及び是正結果の報告様式があり、報告した記録がある。</p> <p>② 特別な報告様式や、報告時期を定めていないが、毎月の会議、日々の朝礼等で報告した記録がある。</p> <p>③ ISO等で定めている「マネジメントレビュー」の議事録に報告した記録がある。</p>

(21) 経営者による見直し： 経営者が環境負荷物質管理システムの有効性に関し見直しを行っている。

事 例	a	<p>内部監査等の結果や、その他事項（方針、是正事項、品質クレーム、目標・目的への反映等）が定期的に経営者に報告される仕組みがあり、経営者は自社の環境負荷物質管理に関するシステムが有効であったか否かを判断し、必要な場合は見直し指示を行うこと。（以下、事例参照）</p> <p>① 経営者が、含有化学物質の管理状況を把握するための情報（下記※）を得る仕組みがある。</p> <p>※情報の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査の報告 ・ 製品要求事項に対する製品の適合状況報告（不良・不具合・品質異常・苦情等） ・ 顧客からの情報（クレーム・顧客満足度等） ・ 是正処置報告 ・ 予防処置報告 ・ 管理責任者からの製品含有化学物質管理に関する実績報告 ・ 製品含有化学物質管理に影響を及ぼす可能性のある各種の変更情報（組織変更・市場動向・規格変更・法規制動向・技術開発動向等） <p>② 経営者が、内部監査、外部審査等の結果や、不具合発生状況によって指摘された課題を、次期の目標や管理システムに反映する等の方法で改善（下記※）指示している。</p> <p>※改善の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 方針、目標の変更 ・ 組織体制の変更 ・ 製品含有化学物質管理におけるその他要素の変更
-----	---	---